

令和6年2月15日

令和6年第2回

農業委員会総会議事録

〔 総 会 〕

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和6年2月15日 10時00分 岩国市民文化会館 第一研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり。

1 番	小林 増次	2 番	片山 剛	3 番	松宮 榮昭
4 番	隅 ふじ江	5 番	藤中 京子	6 番	小川 栄太郎
7 番	上尾 家隆	8 番	藤本 哲	9 番	中尾 正浩
10 番	黒崎 友美	11 番	塚田 由美子	13 番	林 聖文
14 番	藤村 浩司	15 番	刀祢明 薫	16 番	森川 稔己
17 番	清弘 進	18 番	梅川 仁樹		

3 本日の総会に欠席した委員

12 番 原田 孝親

4 本日の総会に出席した職員は、次のとおり。

局 長	有馬 秀樹	次 長	後 詳子
由宇支所	小池 泰弘	周東支所	金子 健太郎
周東支所	沖田 史典	美和支所	田村 尚巳
錦支所	香西 和久	事務局	木村 吉秀

5 会長は、午前10時00分、委員総数18名の内17名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

14 番 藤村 浩司 15 番 刀祢明 薫

7 本日の総会の議事日程は、次のとおり。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者認定について

報告事項

1 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

2 農地法第5条の規定による届出の受理について

- 3 農地法第5条の規定による事業計画の変更について
- 4 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 5 農地所有適格法人報告書の提出について
- 6 現況証明

8 議 事

議 長

それでは、ただ今より令和6年第2回農業委員会総会を開催いたします。
本日は、委員総数18名のうち、17名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、
14番 藤村 浩司委員 と15番 刀祢明 薫委員を指名いたします。
よろしくお願いします。

「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、2,393㎡ほか1筆で、合計3,687㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第 5 番

申請地は、周東総合支所より南東約1.3kmに位置しています。

譲渡人は、2年前に相続によりこの農地を取得しましたが、仕事も忙しく農業経験も無いため知人を介して買主を探していました。この度、譲受人はこの知人よりこの農地を紹介されました。昨年、祖生の農地を資材置場として売却したため耕作地が減少し、経営規模を維持拡大するため購入することとしました。通作には自宅から5km、車で10分程度です。必要な農機具は瀬越の両親宅の倉庫にあります。

2月1日、事務局と調査項目に従い現地調査を行いました。提出書類も確認し3条許可は適当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

続いて、「議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地

目は、台帳、現況ともに田。面積は、320 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、資材置場の設置です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。では、担当の小林委員、追加説明をお願いします。

第 1 番

この案件は、玖珂支所奏より南に約777mの位置にあります。現在、建設業を営んでおられ資材置場が手狭になったことにより、隣接する土地の購入に至りました。譲受人は資材置場として購入されます。譲渡人は、高齢となり耕作もできず今回の譲渡に至りました。提出書類には不備はありません。

1月23日に事務局と現場確認に行きました。許可相当と思いますのでよろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することに決定します。

2番、3番は関連がありますので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番、3番について、事務局より議案説明してください。

事 務 局

2番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,553 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。農地区分は、玖珂インターチェンジから概ね300m以内に位置する第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

3番 玖珂地区

権利の種類は、一時的な使用貸借権の設定です。期間は許可後2年です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも、田。面積は、1,409 m²の内、222.92 m²です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、太陽光発電設備への進入路です。農地区分は、玖珂インターチェンジから概ね300m以内に位置する第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。では、担当の藤村委員、2番・3番の追加説明をお願いします。

第 14 番

2番から説明をいたします。申請地は、玖珂インターより西へ120mに位置しています。譲受人は、現在多く利用されている化石燃料に代わる、地球環境にやさしくより安全性の高い自然エネルギーを利用した太陽光発電設備を設置して、売電による収益を上げたいとのことです。

譲渡人は、当該申請地を農地として維持管理することが困難な状況となり、譲受人の希望に賛同して売り渡すことにしました。

3番は、2番の隣接する農地に太陽光発電施設を設置するための搬入路として一部を一時転用するものです。

1月31日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査しましたが、問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番・3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することに決定します。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,662㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

申請地は、周東総合支所より南へ約1.6kmに位置しています。

譲受人は、毎回この総会に議案が提出されております法人です。化石燃料に代わる地球環境にやさしくより安全性の高い自然エネルギーを利用した太陽光発電設備を設置し、売電により収益を上げたいとの事由により、山口県内約250カ所に発電を展開しています。先ほどの議案第4号2番、3番と同じ法人です。このことにより譲受人は当申請地を求め、譲渡人は高齢病弱であり、後継者もなく、近隣の農家も耕作希望も無いことから休耕していたところ、この申請地を求められたものです。

2月1日、支所担当者と調査項目に従い調査を行いました。建物もなく、雨水も自然流下で農業排水路へとし、周辺農地への影響もなく許可相当と判断いたしました。皆様の審議よろしく願います。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

第 3 番

(議案書に) 建ぺい率の記載があります。農業委員会として、太陽光発電設備に対する建ぺい率を決定した報告は受けてないのですが、建物の 20% に準じて市が許可しているとの認識でよいのでしょうか。

事務局 長

特に農業委員会として、建ぺい率を以て審査することにはなっていません。岩国市以外の市町においても、どの程度が適当なのか明確になっていない部分もあります。この度、他の市町の事例を参考にしながら、大体 22% 程度が一つの目安になっています。この目安で以て運用しています。その 22% に対して、どの程度 議案書には該当する案件があるかをお知らせしています。

議 長

その他にありませんか。

異議がありませんので、4 番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することに決定します。

続いて、「議案第 5 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による適格者認定について」を上程します。

では、1 番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1 番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに畑。面積は、780 m²です。

申請人は記載のとおり。相続人は、被相続人とは別居している子で、農業従事の実績もあります。では、担当の中尾委員、追加説明をお願いします。

第 9 番

申請地は、川下出張所より南東に約 500m に位置しています。

申請人は、以前より教員の傍ら農業に従事しております。令和 5 年 10 月に父親の農地を相続するに当たり、先祖代々の農地を今後もしっかり維持管理していきたいので、この度、相続税の納税事由の適格者認定を申請するものです。

1 月 23 日事務局職員と現地調査を行いました。現地には数種類の野菜が耕作され、また果樹も複数植えられており、今後引き続き農業を行うと認められ、適格者認定は適当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1 番について適格者認定することを決定します。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、23 m²です。

届出人は記載のとおり。転用目的は、農業用水路の設置です。農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

以上1件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳：畑、現況：休耕。面積は、304 m²です。

届出人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。農地区分は、市街化区域です。

ほか2件、合計3件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第3号 農地法第5条の規定による事業計画の変更について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田。面積は、438 m²です。変更する内容は、所有権の持分割合の変更です。

以上、1件の提出がありましたので、専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。面積は、6,034 m²です。届出人は記載のとおり。理由は、双方合意です。

ほか7件、合計8件の通知がありました。

議長

報告第5号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より、報告

事務局	してください。 1番 錦地区 報告年月日は、令和6年1月8日。 法人の住所・名称は、記載のとおり。 事業年度は、11月1日から10月31日。 法人形態は、特例有限会社です。 事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。 ほか1件、合計2件の提出がありました。
議長	報告第6号 現況証明については、ご高覧ください。 以上で、農地法関係の報告事項を終わります。 そのほか、伝達事項がありますか。
事務局	・地域計画策定に向けた協議の場の開催日程について
議長	本日の農地巡回調査ですが、由宇の神東地区を、私（梅川）と片山職務代理及び該当地区正担当の森川委員とで行います。「由宇歴史民俗資料館」に、午後2時集合としますので、よろしくお願いします。 次回定例総会は、3月18日（月）午前10時00分から、岩国市民文化会館 第1研修室を予定しておりますので、よろしくお願いします。 これで総会は、終了します。お疲れ様でした。

次回総会について

令和6年3月18日 月曜日 午前10時00分から岩国市民文化会館 第一研修室。

午後10時30分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長 梅川 仁 樹

署名委員 刀 祢 明 薫

署名委員 藤 村 浩 司